

遠別町議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長又は議長が代理として指名する議員が議会を代表して外部と交際するにあたり、町議会の運営及び町政にとって必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝金 慶祝行事の祝金又はお祝いの品に係る経費
- (2) 弔慰金 葬儀等における香典及び供物等の弔慰に係る経費 (別表)
- (3) 見舞金 病気、事故及び災害等の見舞いに係る経費
- (4) 渉外費 外部との公の意見交換又は折衝等に係る経費
- (5) 協賛金等 団体等で公益性のある活動に対する賛助金や協賛金等に係る経費
- (6) 会費 研修会、会議、懇談会、祝賀会等の出席に係る経費
- (7) その他 前各号に定めるもののほか、議会の運営において支出することが適当と認められる場合に係る経費

(交際費の公表)

第3条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 前条第1項各号に掲げる支出区分の別
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、支出内容について当該支出相手方の個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、支出した月の翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表は、議会事務局において閲覧に供するとともに、遠別町議会のホームページに掲載する。

(基準の改正)

第6条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

別表

弔慰金

対 象	区 分	香 典	供 花	弔辞・弔電
町葬の場合		別途協議	別途協議	弔辞
議長・議員（現職）		20,000 円	○	弔辞
議長・議員（前・元職）		10,000 円	○	弔辞
議長・議員（前・元職）転出者		10,000 円		弔電
管内議長・議員・町長等の町葬・議会葬		10,000 円		弔電
管内議長（現職）		10,000 円	○	弔電
管内議長（前職）				弔電
上記のほか、議長が特に必要と認める事例は、町と協議して対応する。				